

港北区放課後キッズクラブ運営法人選定等検討会運営要綱

制 定 平成 24 年 5 月 7 日 港北地第 218 号

最近改正 平成 29 年 7 月 14 日 港北こ第 1521 号（区長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、区長が、放課後キッズクラブ運営法人を選定又は再選定するにあたり、外部の意見を求めるために開催する、横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱（平成 17 年 12 月 20 日福子放第 10167 号）第 7 条第 2 項に規定する運営法人選定検討会及び横浜市放課後キッズクラブ運営法人の再選定に関する要綱（平成 23 年 7 月 1 日こ放第 206 号）第 5 条第 2 項に規定する運営法人再選定検討会（以下、併せて「選定等検討会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（委 員）

第 2 条 区長は、次に掲げる者の中から選定等検討会の委員の就任を依頼する。

- (1) 自治会・町内会代表者
- (2) 保護者代表者
- (3) 小学校長又は副校長
- (4) 学識経験者
- (5) その他区長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、選定を受けようとする法人の社員は、選定等検討会の委員に就任することができない。

（会 議）

第 3 条 選定等検討会の会議は、区長が招集する。

2 会議は委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

（委員への謝金）

第 4 条 本市職員以外の委員には、選定等検討会への出席に対する謝金として、次に掲げる金額を支給する。

- (1) 学識経験者 日額 14,000 円
- (2) その他 日額 5,000 円

（委員の責務）

第 5 条 委員は、公正、公平に検討を行わなければならない。

2 委員は、選定等検討会を通じて知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市が公表した情報については、この限りではない。

(関係者の出席等)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 選定等検討会の庶務は、港北区福祉保健センターこども家庭支援課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。